

## 紙おむつ費の給付認定申請と給付決定

次の要件の全てを満たしている方が申請することができます

- 要介護1以上の認定を受けている方
- 町内に住所を有し、その住所地に居住している方
- 紙おむつを常時使用している方（下表の基準の「対象となる区分」1または2のどちらかに該当）

### 紙おむつ常時使用の判断基準

対象となる区分	対象となる心身状況	対象とならない心身状況
主治医意見書または認定調査において「障害高齢者の日常生活自立度」の区分が【B】または【C】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝たきりのためトイレを使用できない</li> <li>・ 排泄に介護者の援助を必要としている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分が【自立】、【J】、【A】</li> <li>・ 尿意（便意）がありトイレで排泄することができる</li> <li>・ トイレに間に合わない、または動き出しの際に意図せず失禁してしまうことがある</li> <li>・ 時間がかかっても、トイレに行くことができれば一連の動作を行い排泄することができる</li> <li>・ 失敗が心配だから、または家族の勧めで、念のため使用している</li> <li>・ トイレに行くことが億劫（面倒）でおむつに排泄している</li> </ul>
主治医意見書または認定調査において「認知症高齢者の日常生活自立度」の区分が【Ⅲ】、【Ⅳ】、【M】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尿意（便意）が分からない</li> <li>・ 失禁していることに気づかない</li> <li>・ 尿意（便意）があいまいであるため失禁し、介護を必要としている</li> <li>・ トイレの場所が判断できない、使い方が分からず上手く排泄することができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分が【自立】、【I】、【II】</li> <li>・ 尿意（便意）があいまいな時もあるが、概ねトイレで排泄することができる</li> <li>・ 誰かが注意していれば（声かけ、見守り）トイレで一連の動作を行い排泄することができる</li> <li>・ 失敗が心配だから、または家族の勧めで、念のため使用している</li> </ul>

- ・ 区分等、基準に該当するかどうかは、申請の際に受付窓口で職員が確認します。
- ・ 担当ケアマネジャーに相談し、基準を満たしているか確認することができます。

要件を満たしていても対象とならない場合があります

- 施設等に入所している方
- 入院や宿泊サービス（短期入所、小規模多機能、お泊りデイ）利用が月の半数以上を超える方
- 那須町以外の介護保険被保険者

### 申請に必要な書類

- 介護保険被保険者証
- 那須町介護保険特別給付紙おむつ費の給付認定申請書
- 紙おむつ費給付認定申請に係る申告書

## 書類の提出先

- ・ 那須町役場 1階 保健福祉課 介護保険係の窓口にご提出してください。
- ・ 郵送でも受け付けています。後日職員が電話で心身状況等について聞き取り確認をする場合があります。
- ・ 郵送先の住所  
〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13 那須町役場 保健福祉課 介護保険係宛て
- ・ 担当ケアマネジャーに手続きを依頼することができます。

## 給付決定

- ・ 提出された書類と介護認定資料（主治医意見書・認定調査）を元に審査を行い、町が給付の承認または不承認の決定を行います。
- ・ 決定結果は申請者に郵便で通知します。（決定までに2週間程度かかります）
- ・ 決定した月の分から給付を受けることができます。

## 紙おむつ利用券の利用方法

- ・ 給付の承認を受けた方には、紙おむつ利用券を郵送で送付します。
- ・ 紙おむつ券は4月・7月・10月・1月に3カ月分まとめて送付します。
- ・ 1か月に5枚まで利用することができます。有効期間に注意してください。
- ・ 紙おむつ券は以下の店舗で引き換えることができます。
- ・ 「紙おむつ、紙パンツ、パッド、おしりふき」のみ対象となります。ゴム手袋等は対象になりません。
- ・ おつりをもらうことはできません。千円未満の端数金額は自己負担となります。
- ・ 長期入院や、施設等に入所（入居）した場合は、残りのおむつ利用券を返却してください。
- ・ その他の注意事項は、おむつ利用券の裏面を確認してください。

## 変更や喪失の手続き

- ・ 受給者が次に該当する場合は「那須町介護保険特別給付 紙おむつ費の受給資格変更・喪失届書」に必要な事項を記入して保健福祉課にご提出してください。

氏名や住所の変更、要介護状態区分の変更、紙おむつ等を常時使用していない、死亡、転出、住所地に居住していない、施設等に入所

- ・ 残りの紙おむつ利用券は返却してください。
- ・ 担当ケアマネジャーに手続きを依頼することができます。

## 紙おむつ券引き換え店舗一覧

高原地区	阿久津薬局・カワチ薬局那須高原店・コメリハードアンドグリーン那須高原店・コメリハードアンドグリーン那須愛宕店、ザ・ビッグ那須店ドラッグ
那須地区	カワチ薬局黒田原店・三鈴堂那須事業所・コメリハードアンドグリーン那須店・なす福祉用具サービス
芦野・伊王野地区	阿久津博文堂・クスリのあくつ・コメリハードアンドグリーン伊王野店